

問	回答	参考（厚生労働省通知）
<p>1 国からの通知では、介護給付サービスでは事業所が自主休業等をした場合に、利用者宅を訪問してサービスを提供した場合、短時間の場合は最短時間の報酬区分で算定する、となっているが、総合事業の場合の取扱はどうなるのか。市独自のルールなどを設けるのか。</p>	<p>箕面市では、新型コロナウイルス感染症にかかる介護保険サービス事業所の介護報酬、人員、施設・設備及び運営基準等についての臨時的な取扱いは、国の通知に従って対応します。</p> <p>よって、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）においても、市独自のルールは定めず、既存のサービスコードによる請求となります。例えば、従来であれば通所型サービスAは3時間以上のサービス提供で算定可能ですが、国通知に従い、3時間未満の実施でも算定可能となります。</p>	<p>◆厚生労働省ホームページ「介護事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について」 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000012143100089.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000012143100089.html</a></p> <p>◆令和2年3月26日付け事務連絡 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第5報） 問3 <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000613893.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000613893.pdf</a></p> <p>◆令和2年2月17日付け事務連絡 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000601694.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000601694.pdf</a></p> <p>◆令和2年2月24日付け事務連絡 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）2及び注釈 <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000601693.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000601693.pdf</a></p>
<p>2 通所系サービス事業所の休業等により、電話による利用者の安否確認を行うことを検討しているが、総合事業でも報酬算定は可能か。</p>	<p>令和2年4月7日付け国通知のとおり、利用者の意向を確認した上で、あらかじめケアプランに位置づけた利用日に行うものについては算定可能です。</p>	<p>令和2年4月7日付け事務連絡 <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000619853.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000619853.pdf</a></p>
<p>3 <b>※令和3年3月サービス提供分で終了（請求時効2年）</b></p> <p>令和2年6月1日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）」により、「通所介護」等において、提供したサービス時間の2区分上位の報酬区分（※）を算定してよいこととされた。（※「通所介護」の報酬区分は『2時間以上3時間未満』から『13時間以上14時間未満』までの1時間刻み）</p> <p>これについて、箕面市の介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の「通所型サービスA」（※※）においては、どのように準用すればよいか。（※※箕面市の「通所型サービスA」の報酬区分は、『半日（3時間以上5時間未満）』と『全日（5時間以上）』の2区分）</p>	<p>第12報では、</p> <p>①「上位区分がない場合はもとの単位」、「2区分上位がない場合は1区分上位の単位」で算定する。</p> <p>②5時間未満までは、月1回まで算定可能。とされています。</p> <p>したがって、本市の「通所型サービスA（A7コード）」においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス時間が『半日（3時間以上5時間未満）』である時に、『全日（5時間以上）』の単位を、月1回まで算定可能。とします。</li> <li>また、留意事項等についても準用しますので、ご注意ください。（区分支給限度基準額の取扱いには変更なし等）</li> </ul> <p>なお、「通所介護相当サービス（A6コード）」については、月額包括報酬であり、サービス時間による報酬の上位区分がないため、本取扱いの対象外とします。また、「通所型サービスC（A7コード）」についても、報酬区分が1つであり上位区分がないため、同じく本取扱いの対象外とします。</p>	<p>◆令和2年6月1日付け事務連絡 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報） <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000635979.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000635979.pdf</a></p> <p>◆令和2年6月15日付け事務連絡 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第13報） <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000640551.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000640551.pdf</a></p> <p>◆「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」のまとめ <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000045312/matome.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000045312/matome.html</a></p>

4	<p>コロナ関係で職員の休みなどが生じた場合、減算などの規定に値しますか。</p>	<p>「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」第3報及び第4報で示されているとおり、新型コロナウイルス感染症に伴い一時的に人員基準を満たせなくなる場合、介護報酬の減額を行わない等の柔軟な取扱いは可能です。</p> <p>◆令和2年2月28日付け事務連絡 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第3報)  <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000601692.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000601692.pdf</a>          ◆令和2年3月6日付け事務連絡 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第4報)  <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000605436.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000605436.pdf</a></p>
5	<p>通所介護相当サービス（従前相当サービス）の請求について、事業所内で新型コロナウイルス感染症の陽性者が出たため、保健所等からの休業要請は出ていないが自主的に休業する場合、日割りでの請求は可能か。</p>	<p>◆令和2年3月6日付け国通知のとおり、事業所指定効力停止の開始・解除に準じた取扱いとして、日割り計算を行うことが可能です。（日割り計算用サービスコードがない加算及び減算については、日割りは行いません。）</p> <p>◆令和2年3月6日付け事務連絡 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）問4  <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000605436.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000605436.pdf</a>          ◆月額包括報酬の日割り請求にかかる適用  <a href="https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou-files/documents/2021/0331153522780/20210331_013.pdf">https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou-files/documents/2021/0331153522780/20210331_013.pdf</a></p>
6	<p>通所介護相当サービス（従前相当サービス）の請求について、以下の場合に日割り計算となるか。</p> <p>①利用者が入居／入所している施設内で陽性者が出たため、サービス利用を控えた場合          ②利用者の同居の家族が濃厚接触者になったため、サービス利用を控えた場合</p>	<p>①、②ともに、新型コロナウイルス感染症の感染力の強さから、本人が感染した場合と同様の扱いとし、感染拡大防止策としてサービス提供をできなかったものとして、その利用者に対してのみ事業者が休業した扱いとし、日割り計算を行うことが可能です。</p> <p>—</p>
7	<p>通所介護相当サービス（従前相当サービス）について、利用者が新型コロナウイルス感染症の感染不安からサービスの利用をキャンセルした場合、請求はどうか。</p>	<p>利用者が自主的にサービスを利用しなかった場合は、事業所は営業しているため、途中で利用を中断した場合であっても月額請求となります。</p> <p>—</p>